

熊本県公告第580号

熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年熊本県条例第1号）第6条の規定により、熊本県職員の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和7年（2025年）9月30日

熊本県知事 木村 敬

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の採用

令和6年度（2024年度）に新たに採用された一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を除く。）を除く。）及び再任用された職員の状況は、次のとおりである。

【新規採用】（単位：人）

区 分	試験の種類				選 考	任期付	会計年度任用職員 (フルタイム)	合 計
	大卒程度	民間経験者	短大卒程度	高卒程度				
一般行政職	130	19	0	47	21	39	3	259
警 察 職	36	0	0	42	0	0	0	78
教 育 職	0	0	0	0	365	0	0	365
企 業 職	0	0	0	1	0	0	0	1
技能労務職	0	0	0	0	0	0	1	1
合 計	166	19	0	90	386	39	4	704

【再任用】（単位：人）

区 分	フルタイム	短時間	合 計
一般行政職	108	90	198
警 察 職	2	14	16
教 育 職	336	52	388
企 業 職	0	0	0
技能労務職	31	1	32
合 計	477	157	634

(注) 一般行政職、警察職、教育職、企業職及び技能労務職の区分は、次のとおりである。

- ① 一般行政職
- ② 警 察 職
- ③ 教 育 職
- ④ 企 業 職
- ⑤ 技能労務職
- ②～⑤以外の職員
公安職給料表が適用される職員
教育職給料表が適用される職員
企業職給料表が適用される職員
技能労務職給料表が適用される職員

(2) 職員の離職

令和6年度（2024年度）に離職した一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を除く。）を除く。）の状況は、次のとおりである。

（単位：人）

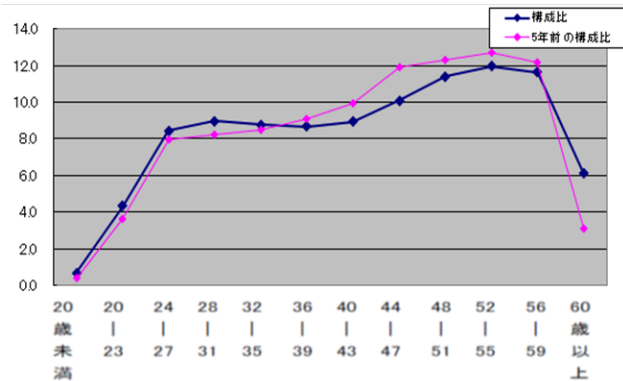
区 分	定年退職	勸奨退職	そ の 他						合 計
			分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	普通退職	
一般行政職	67	26	0	0	0	7	82	187	369
事 務 職	39	19	0	0	0	5	55	109	227
技 術 職	28	7	0	0	0	2	27	78	142
警 察 職	22	4	0	1	0	4	1	73	105
教 育 職	240	35	1	2	2	7	0	217	504
企 業 職	4	0	0	0	0	0	0	0	4
技能労務職	13	0	0	0	0	0	13	4	30
合 計	346	65	1	3	2	18	96	481	1,012

(3)職員数の状況
① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在）（単位：人）

区分 部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		R7. 4. 1 (2025. 4. 1)	R6. 4. 1 (2024. 4. 1)		
一般行政	議 会	29	29	0	
	総 務	712	712	0	
	税 務	211	212	▲ 1	(減) 職員配置の見直し
	労 働	72	75	▲ 3	(減) 職員配置の見直し
	農林水産	1, 194	1, 206	▲ 12	(減) 退職者不補充
	商 工	222	206	16	(増) 業務増
	土 木	799	793	6	(増) 業務増
	民 生	475	463	12	(増) 業務増
	衛 生	520	524	▲ 4	(減) 職員配置の見直し
	小 計	4, 234	4, 220	14	
	教 育	11, 753	11, 802	▲ 49	(減) 退職者不補充
	警 察	3, 503	3, 521	▲ 18	(減) 職員配置の見直し
公営 企業等	病 院	92	92	0	
	下 水 道	8	8	0	
	そ の 他	79	77	2	(増) 業務増
	小 計	179	177	2	
	合 計	19, 669	19, 720	▲ 51	
		[26, 877]	[26, 870]	[7]	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
2 [] 内は、条例定数の合計である。
3 職員数は、総務省の「地方公共団体定員管理調査」に基づき同省に報告したものである。

② 年齢別職員構成の状況（令和７年（２０２５年）４月１日現在）



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	137	851	1, 658	1, 767	1, 723	1, 703	1, 757	1, 984	2, 242	2, 355	2, 286	1, 206	19, 669

③ 知事部局における定員管理の数値目標及び達成状況
ア 令和６年（２０２４年）４月１日から令和１０年（２０２８年）４月１日までにおける定員管理の数値目標

R6. 4. 1 (2024. 4. 1)	R10. 4. 1 (2028. 4. 1)	増減数	増減率
職員数	職員数		
4, 229	4, 229	0	0. 0%

(注) 知事部局以外の公営企業、教育委員会、警察本部、各種委員会等の職員についても、知事部局の取組を踏まえた適正な定員管理に努めている。

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要（各年４月１日現在）

	R6 (2024) 計画始期	R7 (2025) 1年目	R8 (2026) 2年目	R9 (2027) 3年目	R10 (2028) 4年目	R6～R10 (2024～ 2028) 計	(参考) 数値目標
職員数	4,176	4,193	-	-	-		4,229
増減		17 (0.4%)	- (%)	- (%)	- (%)	17 (0.4%)	- (%)

- (注) 1 計画期間は、令和6年(2024年)4月1日～令和10年(2028年)4月1日の4年間である。
2 ()内の数値は、増減率を示す。
3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。
4 職員数は、市町村派遣医師を含み、公立大学法人熊本県立大学派遣及び1年以上の臨時職員を除く。

2 職員の人事評価の状況

【知事部局】

概要(令和6年度(2024年度))

評価の対象	知事部局の一般職の職員
評価者	一次評価者 二次評価(最終評価)者
評価対象期間	能力評価 令和5年(2023年)10月1日～令和6年(2024年)9月30日 業績評価 令和6年(2024年)4月1日～令和6年(2024年)9月30日 令和6年(2024年)10月1日～令和7年(2025年)3月31日
評価方法	能力評価: 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を5段階で評価 業績評価: 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標以外の取組みにより、その業務上の業績を5段階で評価
評価結果の活用方法	職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

【企業局】

概要(令和6年度(2024年度))

評価の対象	企業局の一般職の職員
評価者	一次評価者 二次評価(最終評価)者
評価対象期間	能力評価 令和5年(2023年)10月1日～令和6年(2024年)9月30日 業績評価 令和6年(2024年)4月1日～令和6年(2024年)9月30日 令和6年(2024年)10月1日～令和7年(2025年)3月31日
評価方法	能力評価: 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を5段階で評価 業績評価: 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標以外の取組みにより、その業務上の業績を5段階で評価
評価結果の活用方法	職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

【病院局】

概要(令和6年度(2024年度))

評価の対象	病院局の一般職の職員
評価者	一次評価者 二次評価(最終評価)者
評価対象期間	能力評価 令和5年(2023年)10月1日～令和6年(2024年)9月30日 業績評価 令和6年(2024年)4月1日～令和6年(2024年)9月30日 令和6年(2024年)10月1日～令和7年(2025年)3月31日
評価方法	能力評価: 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を5段階で評価 業績評価: 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標以外の取組みにより、その業務上の業績を5段階で評価
評価結果の活用方法	職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

【教育委員会】
概要（令和6年度（2024年度））

評価の対象	(事務局分) 教育委員会事務局の職員 (学校分) 常勤で勤務する県立学校教職員及び市町村立学校の県費教職員
評価者	(事務局分) 1次評価者、2次評価者（最終評価者） (学校分) 1次評価者、2次評価者（最終評価者）
評価対象期間	(事務局分) 能力評価 令和5年（2023年）10月1日 ～ 令和6年（2024年）9月30日 業績評価 令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和6年（2024年）9月30日 令和6年（2024年）10月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日
評価方法	(事務局分) 能力評価：評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を5段階で評価 業績評価：職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標以外の取組みにより、その業務上の業績を5段階で評価 (学校分) 能力評価：評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の課程において発揮された教職員の能力について、具体的な行動内容に照らして5段階で評価する。 業績評価：校長が示した学校教育目標を基本的な方向として、教職員があらかじめ設定した具体的な目標の達成度や課程、その他設定目標以外の取組状況等を踏まえて5段階で評価する。
評価結果の活用方法	(事務局分) 職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用 (学校分) 教職員の資質向上、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

【警察本部】
概要（令和6年度（2024年度））

評価の対象	熊本県警察に勤務する職員（地方警務官、非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。）、条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員を除く。）
評価者	評価者 調整者 確認者
評価対象期間	【能力評価】 令和5年12月2日～令和6年12月1日 【業績評価】 令和5年12月2日～令和6年6月1日 令和6年6月2日～令和6年12月1日
評価方法	【能力評価】 各職級ごとに定めた評価項目の着眼点に基づき、職員の総合的な職務遂行能力を7段階で評価（S：極めて優れている、A：優れている、B：やや優れている、C：普通、D：やや物足りない、E：物足りない、F：まったく物足りない） 【業績評価】 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度及び目標以外の実績を4段階で評価（A：特に優秀、B：優秀、C：良好、D：良くない）
評価結果の活用方法	職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用

- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めている。
- (1) 勤務時間
- 一般的な職員の勤務時間は、次のとおりだが、交替制勤務職員など勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい場合は、別に定めている。

1週間の 勤務時間	1日の 勤務時間	勤務時間の割振り		
		始業	終業	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12～13時

(2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、採用された年を除き毎年２０日付与され、与えられた日数をその年に使用しなかった場合、最高２０日まで翌年に繰り越すことができる。

なお、令和６年（２０２４年）１月１日から同年１２月３１日までの全期間に在職した職員（育児休業者、退職者及び派遣者を除く。）の一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、１４．６日である。

(3) 特別休暇

特別休暇とは、社会慣習上や物理上等の特別の事由により勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇である。取得要件には、厳格かつ厳密な規定が設けられているが、ここでは、概要について記載している。

なお、本県では、令和７年（２０２５年）４月１日現在２８の特別休暇がある。

内容	期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める時間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認める時間
ドナー休暇	その都度必要と認める時間
ボランティア休暇	１暦年のうち５日以内
結婚休暇	５日以内
出生サポート休暇（職員が不妊治療を受けるために勤務しないことが相当であると認める場合）	１暦年において６日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、１０日）
産前休暇	出産予定日の８週間前から出産の日までの請求した期間
産後休暇	出産の日の翌日から８週間
育児時間休暇	生後３年を経過するまで１日を通じて９０分を超えない範囲内で必要と認める期間
健康管理休暇（女性職員が生理日の就業が著しく困難である場合）	請求した日から２日以内においてその都度必要と認める時間
妊娠中の女性職員が母子保健法第１０条の保健指導又は同法第１３条の健康診査を受ける場合	その都度必要と認める期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、１日を通じて１時間を超えない範囲内でおのおの必要と認める時間
妊娠障害休暇	１４日以内
出産補助休暇	出産のため入院等の日以後４０日以内において３日以内
男性の育児参加休暇	出産予定日の８週間前から当該出産の日後８週間を経過する日までの期間内において５日以内
子の看護等休暇	５日（養育する子が２人以上いる場合にあっては１０日）以内
短期の介護休暇	５日（要介護者が２人以上いる場合にあっては１０日）以内
忌服休暇	１日～１０日（血姻関係により異なる。）
父母、配偶者及び子の祭日（父母、配偶者及び子の死亡後１５年内の日に限る。）にあたる場合	慣習上最小限度必要と認められる期間（１日）
夏季休暇	任命権者が定める期間内で５日以内
長期連続休暇	連続した２日以内
台風、地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１週間を超えない期間内においてその都度必要と認める期間
台風、地震、水害、火災その他の災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める時間
台風、地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める時間
赴任のため勤務につけない場合	その都度必要と認める期間
昇任のための競争試験又は選考を受けるため出頭する場合	その都度必要と認める期間
あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める事項に該当する場合	人事委員会が承認した期間
スクリーニングを受ける場合	その都度必要と認める期間
国民スポーツ大会、県民体育大会等へ参加する場合	その都度必要と認める期間

(4) 病気休暇

病気休暇とは、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、その療養に専念させる有給休暇である。

内容	期間
公務傷病による休暇	必要最小限度の期間
私傷病による休暇	引き続き90日以内の期間
結核による休暇	1年以内の期間

(5) 介護休暇

介護休暇とは、負傷、疾病又は老齢のため2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者等の特定の親族等を介護するために、勤務しないことが相当であると認められる無給休暇である。

内容	期間
特定の親族等を介護するために勤務しないことが相当と認められる場合	3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内において必要と認められる期間

(6) 介護時間

介護時間とは、負傷、疾病又は老齢のため2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者等の特定の親族等を介護するために、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる無給休暇である。

内容	期間
特定の親族等を介護するために勤務しないことが相当と認められる場合	連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

5 職員の休業の状況

令和6年度（2024年度）の職員の休業の取得状況については次のとおりである。

(1) 育児休業等の取得状況

① 子が出生した職員の数及び育児休業取得率

	子が出生した職員の数	(単位：人)	(参考) 育児休業取得率（単位：％）
		内 育児休業取得者数	
男性職員	489	202	41%
女性職員	294	294	100%
合 計	783	496	

② 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間					
	6月以下	6月～1年以下	1年～1年半以下	1年半～2年以下	2年～3年以下	合 計
男性職員	200	13	0	1	0	214
女性職員	4	98	106	45	42	295
合 計	204	111	106	46	42	509

③ 育児短時間勤務取得者

(単位：人)

	育児短時間勤務					
	月～金 3時間55分勤務	月～金 4時間55分勤務	週3日 7時間45分勤務	週2日7時間45分及び 1日3時間55分勤務	その他	合 計
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	3	3	1	0	8
合 計	1	3	3	1	0	8

④－１ 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間						
	1年以下	1年～ 2年以下	2年～ 3年以下	3年～ 4年以下	4年～ 5年以下	5年以上	合 計
男性職員	3	0	0	0	0	0	3
女性職員	52	6	3	19	0	0	80
合 計	55	6	3	19	0	0	83

④－２ 一日の部分休業取得時間

(単位：人)

	1日の部分休業取得時間（平均）				
	30分以下	30分～ 60分以下	60分～ 90分以下	90分超	合 計
男性職員	0	2	1	0	3
女性職員	20	39	17	4	80
合 計	20	41	18	4	83

(2) 自己啓発等休業の取得状況

(単位：人)

	自己啓発等休業承認期間					
	6月以下	6月～ 1年以下	1年～ 1年半以下	1年半～ 2年以下	2年～ 3年以下	合 計
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

(3) 修学部分休業の取得状況

(単位：人)

	修学部分休業承認期間				
	6月以下	6月～ 1年以下	1年～ 1年半以下	1年半～ 2年以下	合 計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	0	0	1
合 計	1	0	0	0	1

(4) 高齢者部分休業の取得状況 (単位：人)

	高齢者部分休業承認期間					
	1年以下	1年～ 2年以下	2年～ 3年以下	3年～ 4年以下	4年～ 5年以下	合 計
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

(5) 配偶者同行休業の取得状況 (単位：人)

	配偶者同行休業承認期間					
	6月以下	6月～ 1年以下	1年～ 1年半以下	1年半～ 2年以下	2年～ 3年以下	合 計
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	1	1
合 計	0	0	0	0	1	1

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいう。

令和6年度（2024年度）の処分の状況は、次のとおりである。

(1) 分限処分 (単位：人)

処分理由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号、 第2項第1号	0	0	213	0	213	0
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	1	0	0	1	0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号	0	0	1	0	1	0
条例で定める事由による場合	第27条第2項	0	0	0	0	0	0
地方公務員法第28条第4項により失職した者		0	0	0	0	0	0
合 計		0	1	214	0	215	0

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって分限処分を受けた場合は、その数を重複して計上している。
 2 2以上の処分事由により分限処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載している。
 3 休職者の休職期間が延長された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分

(単位：人)

処分理由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	2	2	7	3	14
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	4	0	2	0	6
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	3	0	0	3
合 計		6	5	9	3	23

(注) 1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分を受けた場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により懲戒処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載している。

7 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされており、法令及び職務命令に従う義務をはじめとして、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等の、サービス上の制約が課せられている。

この制約の一つとして、営利企業等の従事制限があるが、任命権者が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断したときは、営利企業等への従事を許可することができるものとされている。

令和6年度（2024年度）の営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりである。

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	232	229

8 職員の退職管理の状況

再就職における透明性の確保及び適正化を図ることを目的として、「熊本県退職職員の再就職に関する取扱要領」に基づき、令和6年（2024年）9月に県出資団体等に再就職している県退職者の状況を公表した。また、同じく「管理又は監督の地位にあった熊本県職員の再就職状況の公表に関する取扱要領」に基づき、令和5年度（2023年度）に本庁課長以上の職で退職した者のうち、民間企業等に再就職している者の状況について公表した。

9 職員の研修の状況

職員の研修については、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、任命権者ごとに様々な研修を行っている。

令和6年度（2024年度）の実施状況については、次のとおりである。

【知事部局】

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
新任所属長等研修	1	令和6年度に初めてライン所属長等の職 について課長級の職員	61	
新任審議員・ 総括補佐研修	1	令和6年度に初めて審議員・総括補佐の 職について職員	74	
班長等2年目研修	1	班長等2年目の職員（令和5年度に新任 の班長等になった職員）	105	
新任班長等研修	4	令和6年度に初めて 班長等の職について職員	118	
プレ・マネジメント研修	1	係長級（参事、研究参事等）昇任5年目 の職員	84	
一般職員10年目研修	1	平成27年度採用職員等	100	
一般職員7年目研修	1	平成30年度採用職員等	139	
一般職員4年目研修	1	令和3年度採用職員等	146	
新規採用職員2年目研修	1	令和5年度採用職員	139	
新規採用職員研修 （前期）	1	令和6年度採用職員等	183	
新規採用職員研修 （中期）	1	令和6年度採用職員等	177	
新規採用職員研修 （後期）	1	令和6年度採用職員等	173	
定年引上げマインドセット研 修	1	令和6年度に60歳を迎え、次年度も県で の勤務を希望する職員	68	
任期付職員研修	1	令和6年度採用任期付職員	38	
育休等代替臨時職員等研修	通年	育休等代替臨時職員 常勤職員代替臨時的任用職員	49	
会計年度任用職員研修	通年	知事部局における全ての会計年度任用 職員	432	
スキルアップコース	6	受講希望者のうち抽選で決定した者	146	
チーム研修	5	受講を希望する所属の職員	60	
レベルアップセミナー	1	受講希望者	49	
新任人事評価者研修	1	令和6年度に新たに人事評価者になった 者のうち、「評価者区分」の一次評価 者になった者	81	
目標による管理制度研修 （新任班長等研修で実施）	1	令和6年度に初めて 班長等の職について職員	118	
チャレンジ塾	4	33歳～40代前半程度で主任主事～主幹 までの職員（監督職除く）	38	
新採トレーナー研修	1	新規採用職員育成担当者 （新採トレーナー）	160	
新採トレーナーフォローアッ プ研修	1	新規採用職員育成担当者 （新採トレーナー）	146	
特定課題研修	1	全職員	5,400	
職場研修支援制度	5	受講希望者	1423	

（注） 知事部局においては、人事課が実施する研修の状況を記載している。

【企業局】

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
特定課題研修	2	全職員	58	

（注） 企業局においては、総務経営課が実施する研修の状況を記載している。

【病院局】

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
公務員倫理及び飲酒運転の根絶・交通事故の未然防止	1	正職員、臨時職員、会計年度任用職員	90	オンラインでの研修 受講対象者123人
人権同和問題	1	正職員、臨時職員、会計年度任用職員	90	
不適正な経理処理の防止	1	正職員、臨時職員、会計年度任用職員	90	
障がい理解	1	正職員、臨時職員、会計年度任用職員	90	
ハラスメント研修	1	正職員、臨時職員、会計年度任用職員	33	集合研修

(注) 病院局においては、総務経営課が実施する研修の状況を記載している。

【教育委員会】

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
初任者研修 (高・特)	15日	初任者	114	全回同一研修者のため実 人数を記載
2年目研修 (高・特)	2日	令和5年度初任者	91	〃
3年目研修 (高・特)	2日	令和4年度初任者	69	〃
初任者研修 (小・中・義)	15日	初任者	219	〃
2年目研修 (小・中・義)	2日	令和5年度初任者	265	〃
3年目研修 (小・中・義)	2日	令和4年度初任者	241	〃
幼稚園等新規採用教員・保育士研修	7日	幼稚園・保育所等新規採用教員・保育士	144	〃
新規採用養護教諭研修	4日	新規採用養護教諭 (小・中・義・県立)	11	〃
2年目研修(養護教諭)	2日	令和5年度新規採用者	14	〃
3年目研修(養護教諭)	2日	令和4年度新規採用者	14	〃
新規採用栄養教諭研修	8日	新規採用栄養教諭 (小・中・義・県立)	3	〃
2年目研修(栄養教諭)	2日	令和5年度新規採用者	2	〃
3年目研修(栄養教諭)	2日	令和4年度新規採用者	3	〃

新任学校司書・新任実習教師	2 日	新任学校司書・新任実習教師	7	〃
5 年経験者研修 (高・特)	4 日	教諭 5 年経験者	44	〃
5 年経験者研修 (小・中・義)	4 日	教諭 5 年経験者	202	〃
養護教諭 5 年経験者研修	2 日	養護教諭 5 年経験者 (小・中・義・県立)	20	〃
栄養教諭 5 年経験者研修	2 日	栄養教諭 5 年経験者 (小・中・義・県立)	4	〃
中堅教諭等資質向上研修 (高・特)	7 日	教諭 10 年経験者	111	〃
中堅教諭等資質向上研修 (小・中・義)	7 日	教諭 10 年経験者	132	〃
幼稚園等中堅教諭等資質向上研修	8 日	公私立幼稚園教諭等 10 年経験者	8	〃
養護教諭中堅教諭等資質向上研修	6 日	養護教諭 10 年経験者 (小・中・義・県立)	22	〃
栄養教諭中堅教諭等資質向上研修	6 日	栄養教諭 10 年経験者 (小・中・義・県立)	4	〃
県立学校新任管理職(校長)研修	2 日	県立学校新任校長	16	〃
小中義務教育学校新任管理職 (校長・副校長)研修	2 日	新任校長・副校長	64	〃
県立学校新任管理職(教頭)研修	2 日	新任教頭	21	〃
小中義務教育学校新任管理職 (教頭)研修	2 日	新任教頭	66	〃
県立学校新任事務長研修	2 日	新任事務長	9	〃
小中義務教育学校新任事務長研修	2 日	新任事務長	4	〃
県立学校新任主幹教諭研修	1 日	新任主幹教諭	15	
小中義務教育学校新任主幹教諭研修	1 日	新任主幹教諭	34	
県立学校管理職(2 年目校長)研修	1 日	2 年目校長	16	
小中義務教育学校管理職(2 年目校長・副校長)研修	1 日	2 年目校長・副校長	66	
教職員人事評価制度に係る評価者研修会	1 日	全管理職 (校長・副校長・教頭・事務長)	249	県立学校
主幹教諭研修会	1 日	主幹教諭	27	県立学校
スーパーティーチャー情報交換会	1 日	採用 5 年目までのスーパーティーチャー、採用 6 年目以降で参加を希望するスーパーティーチャー	15	県立学校
教職員人事評価制度に係る評価者研修会	1 日	全管理職	730	市町村立
事務長会議	2 日	学校事務センターの主任事務長及び事務長、各事務センターが属する市町村教育委員会担当係長	65	市町村立
新任管理職研修	1 日	校長、副校長	75	市町村立
新任管理職研修	1 日	教頭、事務長	83	市町村立
新任主幹教諭研修	1 日	主幹教諭	34	市町村立

(注) 教育委員会においては、職階研修の状況を記載している。

【警察本部】

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
初任科	3回	新規採用警察官、同一般職員	78	
初任補修科	2回	職場実習終了警察官	82	
部門別任用科	4回	警察官	63	
警務部門専科	4回	警察官、一般職員	57	
生活安全部門専科	3回	警察官	48	
地域部門専科	2回	警察官	30	
刑事部門専科	8回	警察官	112	
交通部門専科	5回	警察官	49	
警備部門専科	5回	警察官	61	

(注) 警察本部においては、専科の状況を記載している。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされている。

令和6年度（2024年度）の実施状況については、次のとおりである。

【知事部局】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断
		特殊業務等従事職員健康診断
		人間ドック費用の助成
		じん肺健康診断
		精密再検査費用助成
	健康相談・指導	健康相談、ストレス相談
		ストレスチェック
		健康診断事後指導
	健康教育	メンタルヘルス研修
		健康の保持増進に関する広報、啓発
	安全衛生管理	衛生委員会の設置、活動の推進
		衛生管理者の養成
		県庁産業医の養成
		長時間勤務健康障害防止対策の推進
	その他	地方職員共済組合熊本県支部が行うメンタルヘルス無料相談事業への助成
職員の元気回復に関すること	職員球技大会等	職員球技大会等の実施
	一般教養	教養室、図書室の管理運営
その他の厚生に関すること	厚生施設	食堂、売店等
	職員住宅	職員住宅
	その他	ライフプラン事業（セミナー、相談員）

【企業局】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断
	健康相談・指導	産業医による保健指導等
その他の厚生に関すること	職員住宅	職員住宅の維持管理

【病院局】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断（生活習慣病等） 特殊業務等従事者健康診断
	健康相談・指導	健康相談
		健康相談の集計・分析・通知
		事後指導の実施
	安全衛生管理	衛生委員会及び産業医の設置
		ストレスチェックの実施
		長時間勤務健康障害防止対策の推進
心の健康の問題により休業した職員の職場復帰支援対策		
その他の厚生に関すること	その他	売店等厚生施設の設置

【教育委員会】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断
		精密再検査
		人間ドック（共済組合への補助事業）
		ストレスチェック
	健康相談・指導	定期健康診断後事後指導
		健康相談（メンタルヘルス相談等を含む）
		こころの健康相談事業（共済組合への補助事業）
		健康診断集計、分析
	健康教育	メンタルヘルス講師派遣事業（共済組合への補助事業）
	安全衛生管理	衛生委員会の活動推進
		衛生管理者の養成
		健康診断実施後の医師による意見聴取及び事後措置
		長時間勤務健康障害防止対策の推進
その他	健康管理に関する広報、啓発 等	
その他の厚生に関すること	職員住宅	教職員住宅の維持管理
	その他	ライフプラン事業の推進

【警察本部】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断(特定健康診査を含む。) 深夜業務従事者健康診断 特殊健康診断 (高気圧・鉛・有機溶剤・特定化学物質・電離放射線) ストレスチェック
	健康相談・指導	健康相談 健康診断後の指導(特定保健指導を含む。)
	健康教育	禁煙研修会 メンタルヘルス研修会 心身の健康づくり施策
	安全衛生管理	衛生委員会、産業医及び衛生管理者の設置・運営 過重労働対策 職場環境改善指導 休業職員の職場復帰支援 治療と仕事の両立支援
	その他	健康管理に関する広報・啓発 感染症対策
その他の厚生に関すること	1 警察職員互助会	福利厚生事業 (給付事業、貸付け事業及び福祉事業)
	2 生涯生活設計	1 ライフサイクルプラン研修会 (採用後5年29歳以下、30歳、40歳、50歳及び57歳)
		2 採用時生涯生活設計教養
		3 育児休業から職場復帰予定女性職員に対する教養

(2) 公務災害

令和6年度(2024年度)における職員の公務災害、通勤災害の認定状況については、次のとおりである。

① 公務災害

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件 数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
11	160	159	3	0	9

② 通勤災害

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件 数	年度末 未処理件数
		通勤災害 該 当	通勤災害 非 該 当		
0	19	17	0	0	2

1 1 職員の競争試験及び選考の状況

令和6年度(2024年度)の採用試験等の実施状況については、次のとおりである。

(1) 採用試験の日程等

試験の種類		公告日	申 込 受付期間	試験日 (合格発表日)			試験地
職 員 採 用 試 験	大学卒業 程 度 (SPI)	R6. 3. 1	R6. 3. 1～3. 21	第 1 次	筆 記	R6. 4. 14 (R6. 4. 30)	熊本市、東京 都、大阪府
				第 2 次	面 接	R6. 5. 13～5. 16 (R6. 5. 24)	WEB
				第 3 次	面 接	R6. 6. 1～6. 3 (R6. 6. 7)	熊本市
	民間企業 等経験者 対象 (上期)	R6. 3. 1	R6. 3. 1～3. 21	第 1 次	筆 記	R6. 4. 14 (R6. 4. 30)	熊本市、東京 都、大阪府
				第 2 次	面 接	R6. 5. 13～5. 17 (R6. 5. 24)	WEB
				第 3 次	面 接	R6. 6. 8～6. 9 (R6. 6. 21)	熊本市
	大学卒業 程 度 ・ 免許資格 職 職 (前期)	R6. 4. 4	R6. 4. 15～5. 10	第 1 次	筆 記	R6. 6. 16 (R6. 6. 21)	熊本市、東京 都、大阪府
				第 2 次	面 接	R6. 7. 1～7. 5 (R6. 7. 12)	熊本市
				第 3 次	面 接	R6. 7. 22～7. 28 (R6. 8. 2)	熊本市
	民間企業 等経験者 対象 (下期)	R6. 6. 28	R6. 7. 26～8. 16	第 1 次	筆 記	R6. 10. 20 (R6. 11. 7)	熊本市、東 京都
				第 2 次	面 接	R6. 11. 21～11. 22 (R6. 11. 29)	WEB
				第 3 次	面 接	R6. 12. 14 (R6. 12. 20)	熊本市
	高等学校 卒業程度	R6. 6. 28	R6. 7. 26～8. 13	第 1 次	筆 記	R6. 9. 29 (R6. 10. 4)	熊本市、八代 市、天草市
				第 2 次	面 接	R6. 10. 15～10. 18 (R6. 10. 25)	熊本市
	免許資格 職 職 (後 期)	R6. 6. 28	R6. 7. 26～8. 13	第 1 次	筆 記	R6. 9. 29 (R6. 10. 25)	熊本市
				第 2 次	面 接	R6. 11. 7～11. 8 (R6. 11. 15)	熊本市
	就職氷河 期世代対 象	R6. 6. 28	R6. 7. 26～8. 13	第 1 次	筆 記	R6. 9. 29 (R6. 10. 25)	熊本市
				第 2 次	面 接	R6. 11. 7～11. 8 (R6. 11. 15)	熊本市
警 察 官 採 用 試 験	警察官 A	R6. 4. 4	R6. 4. 15～5. 10	第 1 次	筆 記	R6. 7. 14 (R6. 7. 22)	熊本市
				第 2 次	適 性	R6. 8. 3	熊本市
					体 力	R6. 8. 4	熊本市
					面 接	R6. 8. 19～8. 22 (R6. 9. 4)	熊本市
	警察官 B	R6. 6. 28	R6. 7. 26～8. 16	第 1 次	筆 記	R6. 10. 20 (R6. 10. 25)	熊本市
				第 2 次	適 性	R6. 11. 9	熊本市
					体 力	R6. 11. 10	熊本市
					面 接	R6. 11. 25～11. 29 (R6. 12. 13)	熊本市

(2) 採用試験及び採用選考の実施状況

① 職員採用試験

(単位：人)

区分	職 種	採 用 予定者数	第1次試験		大卒第2次試験		大卒第3次、 その他第2次 試験受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (7.1現在)
			受験者数	合格者数	受験者数	合格者数				
春 期	総合土木	23	53	36	35	31	29	25	2.1	11
	農学	15	42	32	31	22	22	16	2.6	11
	小 計	38	95	68	66	53	51	41	2.3	22
大 学 卒 業 程 度	行政	112	288	223	206	138	137	113	2.5	84
	警察行政	1	4	3	3	3	3	2	2.0	2
	教育行政	27	43	26	26	25	24	19	2.3	18
	心理判定員	2	4	2	2	2	2	2	2.0	2
	総合土木	25	11	8	6	4	4	3	3.7	2
	建築	5	7	6	6	6	6	6	1.2	6
	機械	2	2	2	2	2	2	2	1.0	2
	電気	2	3	3	3	2	2	1	3.0	1
	化学	2	4	3	3	3	2	1	4.0	0
	農学	22	19	14	13	12	12	7	2.7	5
	林学	7	12	9	9	9	9	8	1.5	6
	畜産	4	5	3	3	3	3	2	2.5	2
	水産	4	4	3	3	3	3	3	1.3	3
	小 計	215	406	305	285	212	209	169	2.4	133
(前 期) 免 許 資 格 職	社会福祉	2	8	3	3	3	3	2	4.0	2
	保健師	3	8	7	7	5	5	3	2.7	3
	小 計	5	16	10	10	8	8	5	3.2	5
民 間 対 象 (上 期) 企 業 等 経 験 者	行政	9	145	36	36	15	13	10	14.5	9
	総合土木	6	4	2	2	2	2	2	2.0	2
	農学	2	3	2	1	0	0	0	-	0
	林学	1	2	2	0	0	0	0	-	0
	保健師(警察本部)	1	24	5	5	3	3	1	24.0	1
	小 計	19	178	47	44	20	18	13	13.7	12
民 間 対 象 (下 期) 企 業 等 経 験 者	行政	3	76	12	12	6	4	4	19.0	3
	総合土木	6	7	4	4	2	2	2	3.5	2
	農学	8	8	5	5	4	4	2	4.0	1
	林学	4	3	3	3	1	1	1	3.0	1
	小 計	21	94	24	24	13	11	9	10.4	7
高 等 卒 業 学 校 程 度	一般事務	20	68	61			55	23	3.0	19
	警察事務	1	5	4			4	1	5.0	1
	教育事務	14	19	19			18	16	1.2	13
	一般土木	15	18	16			16	15	1.2	13
	農業土木	5	8	8			8	5	1.6	5
	電気	2	2	1			1	1	2.0	1
	農業	4	9	6			6	4	2.3	4
	林業	4	4	4			3	3	1.3	3
	小 計	65	133	119			111	68	2.0	59
(後 期) 免 許 資 格 職	保育士	2	1	1			1	1	1.0	1
	学校図書館事務	1	14	5			5	1	14.0	1
	臨床検査技師	2	6	4			4	2	3.0	1
	看護師	3	14	9			9	3	4.7	3
	小 計	8	35	19			19	7	5.0	6
就 職 期 水 河	一般事務	3	64	12			12	4	16.0	4
	教育事務	1	21	5			3	1	21.0	1
	小 計	4	85	17			15	5	17.0	5
合 計		375	1042	609	429	306	442	317	3.3	249

② 警察官採用試験

(単位：人)

職 種	試験の区分	採 用 予 定 者 数	第 1 次試験		第 2 次試験 受験者数	最 終 合 格 者 数	競争率 (倍)	採用者数 (7.1現在)
			受験者数	合格者数				
警察官 A	男性	27	123	101	81	28	4.4	23
	女性	13	36	31	22	13	2.8	12
	小 計	40	159	132	103	41	3.9	35
警察官 B	男性	39	161	125	87	39	4.1	33
	女性	18	60	42	29	18	3.3	15
	小 計	57	221	167	116	57	3.9	48
合 計		97	380	299	219	98	3.9	83

③ 障がい者採用選考

(単位：人)

職 種	採 用 予 定 者 数	第 1 次試験		第 2 次試験 受験者数	最終 合 格 者 数	競争率 (倍)	採用者数 (4.1現在)
		受験者数	合格者数				
一般事務	5	24	18		5	4.0	3
教育事務	1				1		1
合 計	6	24	18		6	4.0	4

④ 採用選考

(単位：人)

区分	任命権者 職	知 事	教育委員会	警察本部	公営企業 管理者	そ の 他	計
一般職員	人事交流等	部 長 級	2	0	0	0	2
		次 長 級	0	0	0	0	0
		課 長 級	5	6	1	0	12
		課長補佐級	0	6	1	0	7
		係 長 級	3	9	1	0	13
		主任主事	3	4	0	0	7
		主任技師	1	0	0	0	1
		主 事	2	3	0	0	5
	資格職種等	技 師	4	0	0	0	4
		職業訓練指導員	4	0	0	0	4
		航空整備士	0	0	1	0	1
		学 芸 員	0	3	0	0	3
		航 海 士	1	3	0	0	4
		機 関 士	0	1	0	0	1
		甲 板 員	0	1	0	0	1
		機 関 員	0	1	0	0	1
		司 厨 員	0	0	0	0	0
		警察官 A (武道指導)	0	0	2	0	2
		研 究 員	0	0	0	0	0
		医 師	7	0	0	0	7
		獣 医 師	2	0	0	0	2
		薬 剤 師	4	0	0	0	4
		言語聴覚士	0	0	0	0	0
		作業療法士	0	0	0	0	0
		通 信 士	0	0	0	0	0
		鑑識技師	0	0	0	0	0
		歯科衛生士	2	0	0	0	2
		任期付職員	20	0	0	0	20
		小 計	60	37	6	0	103
警察官	人事交流等	警 視	0	0	5	0	5
		警 部	0	0	0	0	0
		警 部 補	0	0	0	0	0
		巡查部長	0	0	0	0	0
		巡 査	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	5	0	0	5
合 計		63	37	8	0	0	108

(3) 昇任試験の実施状況

(単位：人)

区分	職	受験者数	最終合格者数	競争率（倍）	試験日
警察官	警 部	540	27	20.0	第1次 6.5.9 第2次 6.5.30 第3次 6.7.2、5.7.3（口述、術科）
	警 部 補	656	56	11.7	第1次 6.5.15 第2次 6.6.10 第3次 6.7.16、6.7.17（口述、術科）
	巡査部長	748	66	11.3	第1次 6.9.20 第2次 6.10.9 第3次 6.11.12、6.11.13（口述、術科）

(4) 昇任選考の実施状況

(単位：人)

区分	職	知 事	教育委員会	警察本部	公営企業 管理者	その他	計
一 般 職 員	部 長 級	10	1	0	1	2	14
	次 長 級	24	2	0	0	1	27
	課 長 級	51	5	4	2	3	65
	課長補佐級	108	27	8	3	3	149
	係 長 級	110	24	14	2	1	151
	小 計	303	59	26	8	10	406
官 警 察	警 視	0	0	22	0	0	22
	小 計	0	0	22	0	0	22
合 計		303	59	48	8	10	428

1 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

県人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、令和6年（2024年）10月11日に県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

(1) 民間給与と職員給与の比較

① 月例給

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（（A）－（B））
369,698円	360,131円	9,567円（2.66%）

※ 企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所の従業員（712事業所のうち192事業所を抽出して実地調査）と、職員の4月分給与を調査のうえ、民間事業所の事務・技術関係職種 of 従業員と職員（行政職）の給与について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を比較。

② 特別給

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	較差（（A）－（B））
4.60月	4.50月	0.10月

※ 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較。

(2) 給与制度の改正

① 月例給

- ・行政職給料表について、大学卒業程度の初任給を23,200円、高校卒業程度の初任給を23,600円引き上げることをはじめ、若年層の職員が在職する号給に重点を置き、所要の改定を実施。
- ・他の給料表も、行政職給料表との均衡を基本に改定を実施。
- ・扶養手当の子に係る手当額を500円引上げ。

② 特別給

- ア 民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引上げ。（年間4.50月分→4.60月分）※引上げ分は、12月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分。
- イ 令和7年度以降の特別給について、6月期及び12月期が均等になるよう配分。

〔実施時期〕

① 令和6年4月1日

② ア：令和6年12月1日 イ：令和7年4月1日

(3) 給与制度のアップデートについて

① 人事院勧告

人事院は、本年、「多様で有為な人材の確保」、「職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上」及び「Well-beingの実現に向けた環境整備」という国家公務員の人事管理をめぐる三つの重点課題に対応するため、以下の六つの観点から給与制度を整備し、令和7年4月から実施する旨勧告。

- ア 若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定
- イ 職務や職責をより重視した俸給体系等の整備
- ウ 能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定
- エ 地域における民間給与水準の反映
- オ 採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応
- カ その他環境の変化への対応

② 本県における給与制度のアップデートへの対応

- ア 月例給の見直し
 - ・人材の確保の観点から初任給をはじめ若年層の給与水準を引き上げる必要がある。
 - ・人材確保や組織パフォーマンスの向上の観点から、特に、管理職員について職務や職責に応じた給料体系とする必要がある。
- イ 特別給の見直し
 - ・勤勉手当の成績率について、引き続き、能力・実績をより適切に給与に反映させることは人材確保の観点からも重要。
- ウ 諸手当の見直し
 - ・民間企業経験者や再任用職員の増加等により、採用や人事配置の円滑化に資するよう、諸手当の見直しが必要。
 - ・配偶者に対する扶養手当を受給している職員は、国同様、減少傾向にある。

(4) 職員の人事管理に関する今後の課題

- ① 人材の確保及び育成等
 - ア 多様で有為な人材の確保及び育成
 - イ 能力及び実績に基づく人事管理の推進
 - ウ 女性職員の活躍推進
 - エ 定年の引上げに伴う高齢期職員の能力活用
- ② 働き方改革と勤務環境の整備
 - ア 総実勤務時間の縮減
 - イ 職員の健康管理
 - ウ 仕事と家庭の両立支援の推進
 - エ 柔軟で多様な働き方の推進
 - オ ハラスメントの防止
- ③ 会計年度任用職員等の勤務条件
- ④ 県民の信頼確保

【参考】勧告後の平均給与（行政職：平均年齢42歳11月、平均経験年数20年11月）

- ・給与月額 +9,493円（改定後369,624円）
- ・年間給与 +198,000円（改定後6,195,000円）

1 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和6年度（2024年度）の措置要求件数等については、次のとおりである。

区 分	前年度末現在 未処理件数 A	当該年度の 措置要求件数 B	当該年度の 処理件数	左の内訳		年度末現在 未処理件数
				Aの処理件数	Bの処理件数	
給 与	0	0	0	0	0	0
旅 費	0	0	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0	0
福利厚生	0	0	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0	0	0
任 用	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

1 4 不利益処分に関する審査請求の状況

令和6年度（2024年度）の審査請求件数等については、次のとおりである。

区 分		前年度末現在 未処理件数 A	当該年度の 審査請求件数 B	当該年度の 処理件数	左の内訳		年度末現在 未処理件数
					Aの処理件数	Bの処理件数	
分限処分	降 給	0	0	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0	0	0
	休 職	0	0	0	0	0	0
	分限免職	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	戒 告	0	1	1	0	1	0
	減 給	0	1	0	0	0	1
	停 職	0	0	0	0	0	0
	懲戒免職	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	2	1	0	1	1
転 任		0	0	0	0	0	0
そ の 他		0	0	0	0	0	0
合 計		0	2	1	0	1	1